# 社有車の私用利用許可規程
# （リース車両プライベート使用規程）

第１条（私用利用の定義と目的）

私用利用（以降、プライベート使用という）とは、会社が認めている業務以外の目的で社有車を使用する行為をいい、この規程は、社有車（以降、リース車という）のプライベート使用において、適正かつ円滑な運営を行う為に定める。

第２条（私用利用承認の許可基準）

プライベート使用の許可基準は、リース車の貸与を受けている社員が本制度の適用を申請し、直属上長がそれを認めた場合とする。尚、コントラクトMRは本規程の適用外とする。

第３条（私用利用承認申請）

リース車のプライベート使用を希望する社員は社内の定められた手続きにより直属上長の承認を得てSAFE Fleet Deskへ報告する。

第４条（私用利用停止申請）

リース車のプライベート使用制度の停止を希望する社員は社内の定められた手続きを経て、その旨、SAFE Fleet Deskへ報告する。

第５条（利用許可の取り消し）

退職・休職する場合、本規程を遵守しない場合や、重大な事故・交通違反を起こした場合、或いは何らかの問題が発生し、リース車両のプライベート使用が適切ではないと会社が判断した場合は、会社はプライベート使用の許可を取り消す事ができる。

第６条（車両使用料）

リース車のプライベート使用を許可された社員は、月当り 10,000 円の車両使用料を会社に支払うものとする。

但し、経済状況等と著しく乖離が発生した場合は、価格改定を行う。

この車両使用料には、車両費の他燃料費、自動車保険、保管用（自宅）駐車場代を含むが、それ以外に掛かる費用（有料道路通行料、時間貸し駐車場料金など）は自己負担とする。

当該車両使用料は、プライベート使用を開始した月から中止・取り消しの月までの全期間にわたり毎月発生し、日割り計算は行わないものとする。

尚、中止や取り消しの場合、既に支払われた車両使用料等は返却しない。

第７条（プライベート使用の制限事項）

１．プライベート使用時の運転者は、会社からリース車のプライベート使用を許可された社員に限定し、社員の家族及び第三者に車両を運転させてはならない。

２．プライベート使用による走行距離は原則年間 10,000km 未満とする。

第８条（事故発生時の対応）

事故発生時は、車両管理規程に準じ、ケガ人の救護、危険の防止、警察へ通報、事故の記録、関係者（上司/SAFE Fleet Desk）に連絡しなければならない。

また、事故について相手方と示談・その他の交渉は、絶対に独断で行ってはならない。

第９条（会社の求償権）

利用者が何らかの事故や規則違反、過失等で会社が損害を負った場合、会社は利用者に対して損害の賠償を請求する事ができる。

プライベート使用時の本人の過失による事故修理代に関しては、会社は利用者に対して５万円若しくは実損害額の何れか低い金額を請求する。

第 10 条（安全運転管理規定の準用）

車両の運行については、車両管理規程を準用する。

第 11 条（未承認運転）

本規程第３条に基づく申請および同第２条に基づく許可を得ずにリース車をプライベート使用した場合、社内規程への違反行為として、その理由の如何にかかわらず就業規則第８章の各規定に基づく懲戒処分の対象とする。また、プライベート使用に伴い生じた費用について、会社は遡って請求する権利を有する。

細則１（本規程の利用手順）

１．社内で定められた申請方法を用いる

２．申請フロー（制度利用申し込み・停止共に）:《申請者》⇒《直属上司》⇒《SAFE Fleet Desk》とする

３．新規利用申請期限：利用希望月の前月末まで、SAFE Fleet Desk 必着とする

４．利用停止申請期限：停止希望月の前月末まで、SAFE Fleet Desk 必着とする

５．利用許可通知方法：SAFE Fleet Desk より、申請書到着後３営業日以内に申請者へ E メールで通知する

６．本規程は、2016 年９月１日から発効する

細則２（社有車（リース車）の任意保険補償内容）

１．対人賠償： 無制限

２．対物賠償： 無制限

３．人身傷害： 3,000 万円

４．車両保険： 付保なし

他、運転者の年齢制限は無し

保険内容が改定される場合は、都度 SAFE Fleet Desk より本規程の改定を案内する。

附則　本規程は SAFE Fleet Desk においてこれを統括し、本規程に定められていない事項については随時協議のうえ決定する。

改訂履歴

■ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社メドテックカンパニー

2012 年 10 月 1 日　施行

2014 年 9 月 9 日　一部改訂

2016 年 9 月 1 日　車両使用料改定

■ヤンセンファーマ株式会社

| 版 | 制・改訂日 | 改訂者（部／氏名） | 変更内容 |
|---|---|---|---|
| 1.0 | 2010/01/01 | 営業統括部<br>SAFE Fleet Desk | 本規程新設 |
| 1.1 | 2010/2/17 | SAFE Fleet Desk | 一部の申請書名等の修正<br>社有車の任意保険内容を記載 |
| 1.2 | 2011/8/15 | SAFE Fleet Desk | 組織名称変更に伴う部署名変更、誤字の修正 |
| 1.3 | 2016/9/1 | SAFE Fleet Desk | 規程名称の変更<br>車両使用料及び私用利用の制限事項等、一部改訂 |
| | | | |

■アクテリオンファーマシューティカルズジャパン株式会社

2019 年 1 月 1 日　施行

■エイエムオージャパン株式会社

2019 年 5 月 1 日　施行

■ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニー

2022 年 4 月 1 日　施行

■日本アビオメッド株式会社
2024 年 3 月 1 日　施行

2016 年 9 月 1 日　ヤンセンファーマ株式会社と、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社メディカル カンパニーの規程を統合
2019 年 1 月 1 日　アクテリオンファーマシューティカルズジャパン株式会社に本規程を適用
2019 年 5 月 1 日　エイエムオージャパン株式会社に本規程を適用
2022 年 4 月 1 日　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニーに本規程を適用
2024 年 3 月 1 日　日本アビオメッド株式会社に本規程を適用